郡山市告示第320号

郡山市自転車等駐車場設置条例（平成12年郡山市条例第50号）第17条の規定に基づき、次のとおり管理上支障がある自転車等を撤去し、保管した。

令和８年11月５日

郡山市長　椎根　健雄

１　撤去し、保管した年月日

令和８年９月４日から令和８年９月17日まで

２　撤去し、保管した場所

撤去を行った自転車等駐車場	保管した場所
別紙のとおり	郡山市撤去自転車等保管場所 （郡山市字東宿17番６　郡山駅西口第二自転車等駐車場内）

３　保管した自転車等の台数

自転車　　４台

４　保管した自転車等の返還を行う場所、期間及び時間

⑴ 返還を行う場所　郡山市撤去自転車等保管場所
（郡山市字東宿17番６　郡山駅西口第二自転車等駐車場内）

⑵ 返還を行う期間　告示の日から60日間

⑶ 返還を行う時間　午前９時から午後６時まで

５　保管した自転車等の返還の際、当該保管自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が支払うべき金額（撤去及び保管に要した費用の徴収）

⑴ 自転車　　１台につき2,000円

⑵ 原動機付自転車、自動二輪車　　１台につき4,000円

※ 撤去し、保管した日前において、当該自転車等の盗難の届出をしていた場合は、その証明となるものを提示することで免除とする。

６　保管した自転車等の返還の際に必要な事項

利用者等が保管自転車等の返還を求める際には、保管自転車等のかぎその他の当該自転車等の利用者等であることを証明できるものを提示しなければならない。

別　紙

自転車等駐車場からの自転車等の撤去、保管一覧

		車種・台数		
撤去日 （保管開始日）	撤去を行った自転車等駐車場	自転車	原動機付 自転車	自動 二輪車
令和8年9月4日	舞木駅自転車等駐車場 （郡山市舞木町字平183番14）	3台		
令和8年9月17日	郡山駅西口第二自転車等駐車場 （郡山市字東宿17番６）	1台		
	計	4台		